

扶桑町議会議案第 4 5 号

扶桑町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町下水道事業の設置等に関する条例（平成30年扶桑町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

扶桑町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>